

# 特許群支援のご案内

(平成24年度版)

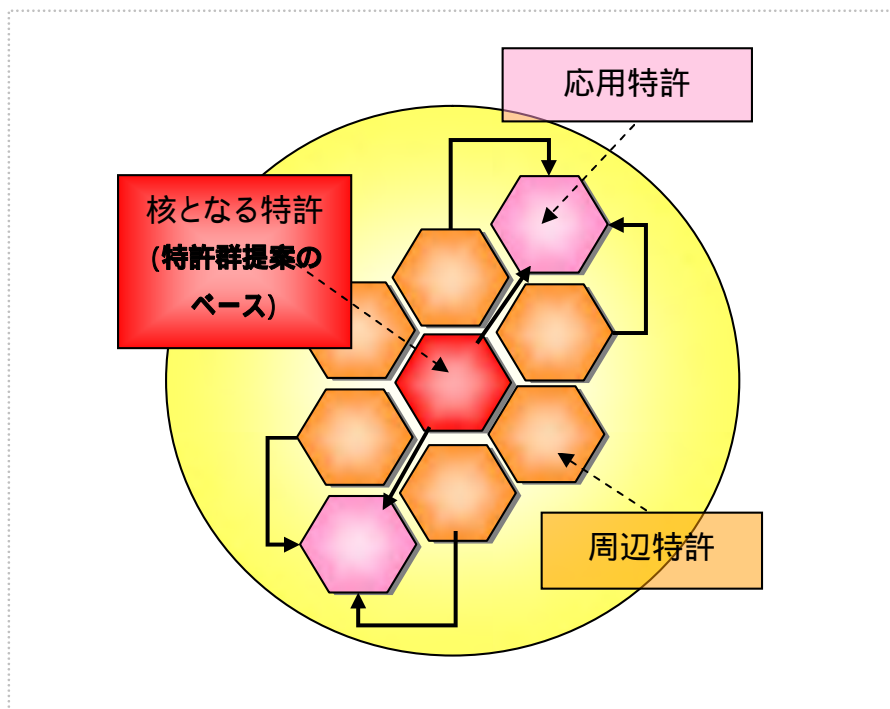
平成24年9月





<b>1 . 特許群支援の概要</b> .....	<b>1</b>
( 1 ) 特許群支援の目的 .....	1
( 2 ) 事業内容 .....	1
( 3 ) 支援メニュー .....	1
大学等の「特許群形成計画」に基づく支援<公募型> .....	1
J S T 事業から創出された特許に係る特許群化支援<選定型> (平成24年度試行) 2	
<b>2 . 大学等の「特許群形成計画」に基づく支援</b> .....	<b>3</b>
( 1 ) 支援の流れ .....	3
( 2 ) 特徴 .....	4
( 3 ) しくみ .....	4
( 4 ) 申請資格 .....	4
( 5 ) 対象となる特許群 .....	5
( 6 ) 公募期間、選考および採択 .....	6
公募期間 .....	6
採択予定発明件数 .....	6
審査結果の通知 .....	7
審査の方法 .....	7
審査の観点 .....	7
審査結果の通知等 .....	8
特許群認定期間 .....	8
( 7 ) 支援の内容 .....	8
共通事項 .....	8
シーズ段階の特許群に対する支援 .....	9
( 8 ) 採択後の責務等 .....	9
ライセンス活動状況等報告、支援した費用の返還、支援の終了等 .....	9
年度報告 .....	9
事後評価および追跡調査等の実施 .....	9
( 9 ) 支援の終了 .....	9
特許群支援の終了 .....	9
特許群に含まれる発明の費用に関する支援の終了 .....	10
<b>3 . J S T 事業から創出された特許に係る特許群化支援について</b> .....	<b>11</b>
( 1 ) 支援の流れ .....	11

( 2 ) 特徴 .....	12
( 3 ) 支援の内容 .....	12
( 4 ) 対象となる機関 .....	12
( 5 ) 対象となる発明 .....	13
J S T 事業により創出された技術シーズに係る特許であること .....	13
構成 .....	13
出願について .....	13
権利関係 .....	13
今後の出願予定件数 .....	13
( 6 ) 発明の選定および採択 .....	13
実施期間 .....	13
採択予定発明件数 .....	14
発明の選定結果の通知 .....	14
審査の方法 .....	14
審査の観点 .....	14
( 7 ) 選定後の責務等 .....	15
ライセンス活動状況等報告、支援した費用の返還、支援の終了等 .....	15
事後評価および追跡調査等の実施 .....	15
( 8 ) 支援の終了 .....	15
<b>4 . 大学等の行う手続き .....</b>	<b>16</b>
( 1 ) 大学等の「特許群形成計画」に基づく支援への申請 .....	16
申請方法 .....	16
必要な添付書類 [ 電子データによる提出 ] .....	16
特許群に含まれる発明について .....	16
( 2 ) J S T 事業から創出された特許に係る特許群化支援における大学等の意向の確認と発明開示等 .....	16
<b>5 . その他 .....</b>	<b>17</b>
( 1 ) 申請情報及び個人情報の取り扱い .....	17
申請情報の管理について .....	17
個人情報の管理について .....	17
( 2 ) 注意事項 .....	17



特許群の構成

### ご案内

JST特許化支援事業において外国特許出願に特化した支援には以下のメニューがあります。

1. 外国特許出願支援 募集のご案内 <http://kenri.jst.go.jp/pat/doc/youkou.pdf>
2. 特許群支援 本資料
  - (1) 大学等の「特許群形成計画」に基づく特許群化支援<公募型>
  - (2) JST事業から創出された特許に係る特許群化支援<選定型>(平成24年度試行)

## 1. 特許群支援の概要

### (1) 特許群支援の目的

JSTでは大学等（国公立大学、承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校、以下大学等）の研究成果の権利化を推進するために、平成15年度より「外国特許出願支援」において外国特許の取得に向けての出願等を総合的に支援しています。平成22年度より、大学等が所有する特許の価値向上と活用の可能性を高めるべく、特許群形成の支援を試行的に行ってまいりました。

平成24年度より、我が国の国際知財戦略として重要なテーマについて、核となる特許を中心とした特許群を形成することにより、その活用の可能性を高めることを目的として「特許群支援」を開始します。

### (2) 事業内容

日本の国際知財戦略上特に重要なテーマについて特許群を形成するため、JSTの「戦略プログラムパッケージ」(p.5 「特許群支援における重点分野と戦略プログラムパッケージ」参照)の主旨に合致する発明を核として、戦略的な特許群化支援を行います。

なお、特許群化に当たっては、知的財産推進計画2010（平成22年5月21日知的財産戦略本部）において、今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する産業分野として定められた「国際標準化特定戦略分野」(7分野)に配慮します。

### (3) 支援メニュー

「特許群形成計画」に基づき、外国特許出願経費の支援を行い、特許群を形成します。特許群形成にあたっては、必要に応じて特許主任調査員等が技術・市場調査を行い、特許群に関する助言や必要な追加実験の提案等を行います。また、「特許群形成計画」の初期段階から、JSTのマッチング施策・ネットワーク等を活用し、ライセンス等を見据えた支援を行います。

大学等の「特許群形成計画」に基づく支援<公募型>

大学等が申請する、核となる特許を中心とした「特許群形成計画」につき、戦略プログラムパッケージとの整合性、特許群としての有用性（産業発展性、研究開発動向における国際競争優位性等）、ロードマップの具体性等の観点から、JST知的財産審査委員会専門委員会において審査の上、計画を認定します。

公募期間	特許群形成計画...平成24年9月25日(火)～10月26日(金) 12:00(正午) 認定特許群を構成する発明...通年
申請方法	特許群...必要書類を電子ファイルとして作成し、JST専用フォーム(特許群申請受付フォーム)より、提出して下さい。 認定特許群を構成する発明...特許群用のフォームを用いて、外国特許出願支援制度に準じて申請してください。
採択予定件数	計250件程度(但し申請状況による)
支援期間	特許群認定終了日...平成27年3月31日(途中で支援を見直す場合があります) 認定特許群を構成する発明...外国特許出願支援制度に準じます。

JST事業から創出された特許に係る特許群化支援<選定型>(平成24年度試行)

戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業等のJST事業(p.13 参照)により創出された技術シーズに係る特許のうち、戦略プログラムパッケージ(p.5 「特許群支援における重点分野と戦略プログラムパッケージ」参照)との整合性、特許群としての有用性(産業発展性、研究開発動向における国際競争優位性等)等の観点から特に優れたものにつき、JSTが調査・発掘し、大学等の意向を踏まえ、JST知的財産審査委員会専門委員会において審査の上、選定します。

選定された特許につき、特許主任調査員等が調査を行うとともに、JSTの知財ノウハウを活用し、大学等と共同で、ライセンス等を見据えた「特許群形成計画」を策定します。

JSTは、特許群形成計画に基づき、新規な特許出願について外国特許出願支援制度に準じて外国特許出願経費の支援を行い、特許群の形成を支援します。特許群形成にあたっては、必要に応じて特許主任調査員等が技術・市場調査を行い、特許群に関する助言や必要な追加実験の提案等を行います。また、特許群形成計画の初期段階から、JSTのマッチング施策・ネットワーク等を活用し、ライセンス等を見据えた支援を行います。

実施期間	平成24年度随時
採択予定件数	計50件程度(但し『大学等の「特許群形成計画」に基づく支援』の申請状況による)
支援の決定	JSTが調査・発掘し、JST知的財産審査委員会専門委員会において審査の上、選定
支援期間	外国特許出願支援制度に準じます。

#### 用語等

「特許群」...基本特許に周辺特許・応用特許等を含めた一連の技術に関する特許の集まり

「認定特許群」...公募により提案され、審査の結果支援対象となった「特許群」

特許化支援ホームページ [http://kenri.jst.go.jp/pat/p\\_main.html](http://kenri.jst.go.jp/pat/p_main.html)

知的財産推進計画2010(平成22年5月21日知的財産戦略本部)の

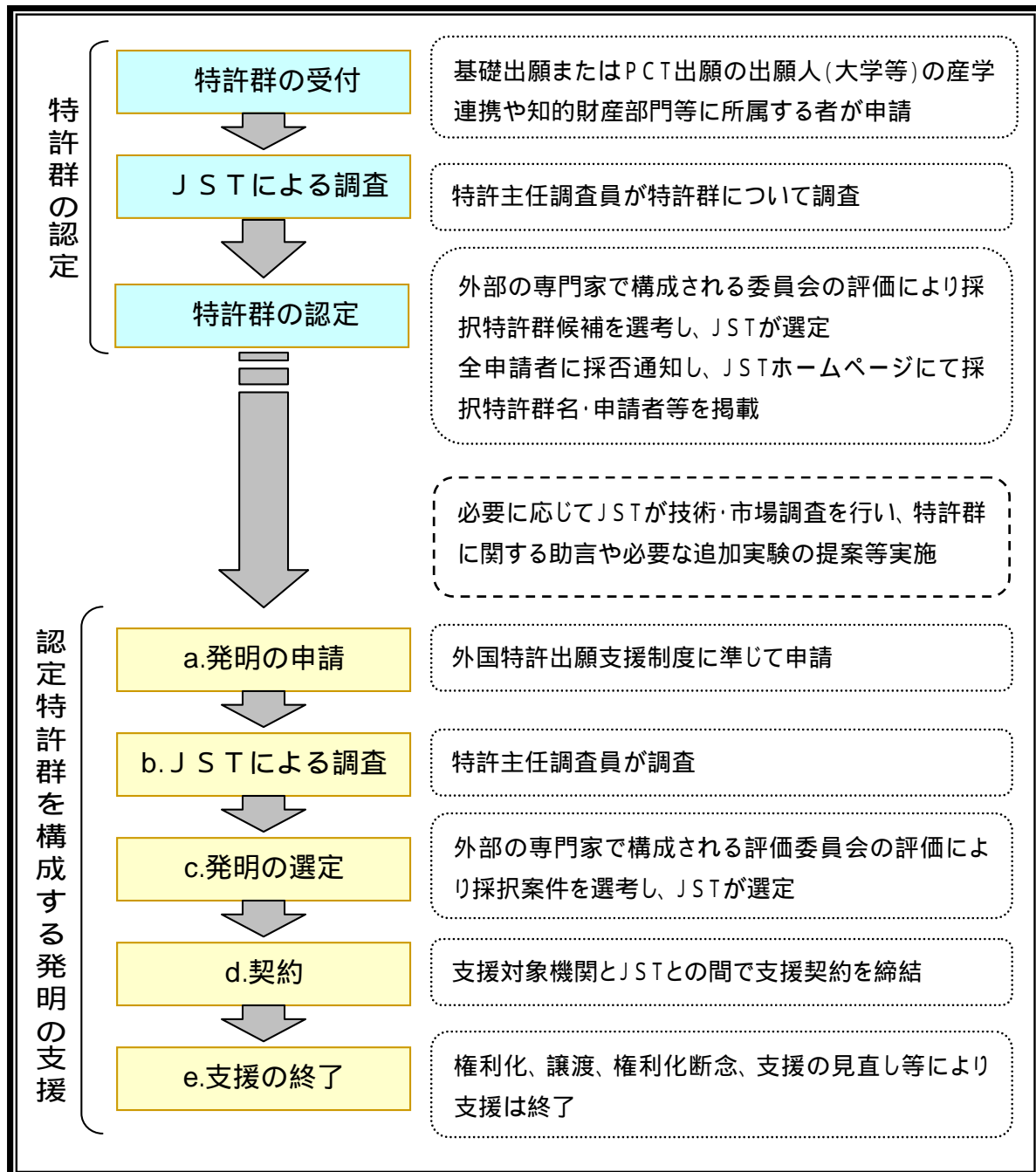
国際標準化特定戦略分野:

先端医療(iPS細胞、ゲノム、先端医療機器) 水、次世代自動車、鉄道、  
エネルギーマネジメント(スマートグリッド、創エネ・省エネ技術、蓄電池)  
コンテンツメディア(クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ)、  
ロボット

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titekiki2/2010keikaku.pdf>

## 2. 大学等の「特許群形成計画」に基づく支援

### (1) 支援の流れ





(2) 特徴

大学等から基本的な発明をもとに戦略的に知財を獲得する計画を公募し、JSTが認定します。以後、計画に基づき出願される周辺特許を積極的に支援していくタイプの特許群です。

特許群は、ライセンス、実用化の段階 産学連携による共同研究 シーズ(または以外)の各段階に分かれて申請を受け付け、審査します(後述)。特許群に含まれる発明個々については、外国特許出願支援制度のしくみを利用して支援の可否を決定します。

(3) しくみ

	ライセンス、実用化の段階	産学連携による共同研究	シーズ
状況	ライセンス契約や実用化の段階にある特許を含む特許群	実用化を目指した産学連携が行われている特許群	ライセンス契約や産学連携による共同研究には至っていない特許群
目的	実用化戦略上必要な特許を必要な国で確保する	実用化に向けた研究により生じる特許を核となる特許に追加し、新製品や新サービスに必要な特許について権利化する	1. これからの展開が期待され、研究成果の特徴/優位性をカバーできる先導的・基盤的な特許を権利化する 2. 産学連携やライセンスを目指して基本的な特許で群を構成する

(4) 申請資格

特許群に含まれる特許の基礎出願またはPCT出願の出願人(大学等)であること(注1、2、3、4、5)

注1 承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校を含みます。

注2 旧国立研究所などの独立行政法人、公設試等の研究機関は本制度による支援の対象としておりません。

注3 他大学等と共同で特許群を構成することも可能です。この場合には、機関の間で協議の上、代表する一機関から申請をお願いします。特許群に含まれる各特許は共同出願でも、単独出願であってもかまいませんが、いずれの機関も特許群に含まれる1つ以上の特許の出願人であることを要します。

注4 企業等との共願である場合は、大学等の費用負担分のみが支援の対象となります。

注5 発明者、または大学等の担当者が、発明内容の質問に日本語で応答可能であるようお願いします。

(5) 対象となる特許群

以下の全ての要件をみたす技術テーマについて、特許群を募集いたします。

大学等の研究成果に基づく基本発明と、その実用化のために必要な周辺発明から構成される技術テーマであり、重点分野に含まれ戦略プログラムパッケージ(下表)の主旨に合致すること。

特許群支援における重点分野と戦略プログラムパッケージ

重点分野	ビジョン	戦略プログラムパッケージ
グリーン イノベーション	自然エネルギーのフロンティア開拓	エネルギーマネジメントシステム
		再生可能エネルギーの利用拡大
		資源循環システム
		食料生産・水利用システム
ライフ イノベーション	医療イノベーションでアンメットニーズを充足	精神疾患・神経疾患 先制医療
		生活習慣病 早期介入技術
		がん 分子制御技術
		免疫・炎症性難病 制御技術
		疾患を規定する エピゲノム
		幹細胞 自在制御技術
		新機能材料による ナノ医療
医療シーンを想定した 診断技術		
ナノテクノロジー ・材料	ナノシステムの実現による社会的課題の解決	低消費電力・多機能ナノエレクトロニクス
		元素戦略
		物質材料・加工 プロセス科学技術基盤
		光・量子計測分析基盤
情報通信技術	ビッグデータ時代の知識インフラの構築と活用技術	新産業・サービスの創出
		多様な社会的課題の解決
		多様な科学的課題の解決
		スマート社会を目指した社会システムデザイン
		ビッグデータ
		CPS(人間系を含む)
ディペンダブル ICT		
社会技術・社会基盤	レジリエント(強靱かつしなやかな社会)の再構築	未来都市システム
		防災・減災・防犯
		感染症
		食料・水

(平成24年8月現在)

#### 戦略プログラムパッケージ

JSTが「第四期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)等をもとに重点分野を設定し、そのなかで基礎研究から企業化開発までを一貫して強力に推進する必要のある特定技術群として、(1)社会的・経済的に大きな価値をもたらすことが、国民・産業界から期待されていること、(2)科学的な本質に基づき既存概念を大転換する可能性を秘めていること、(3)要素技術をシステム化することに社会的な課題解決に資する可能性が高いこと、の観点で設定しました。詳細については資料版をご覧ください。

[http://kenri.jst.go.jp/pat/doc/jst\\_senryaku\\_program\\_package.pdf](http://kenri.jst.go.jp/pat/doc/jst_senryaku_program_package.pdf)

基本発明について、申請時点で自己の機関(大学等)を含む名義でPCT出願、又は、外国出願を行っていること。(国内出願から1年以内であって、申請時点でPCT出願をまだ行っていないものは、本要件を満たしません。PCT出願後に外国に指定国移行手続きを行うことなく移行期間を経過したものは本要件を満たさないものとみなします。)

に加えて、基本発明について申請時点で国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書、国際予備審査報告書のいずれかにおいて、少なくとも一つの請求項について新規性及び進歩性が認められていること。(申請時点において、いずれかの国で既に特許が成立している場合は、国際調査機関の見解書の有無や内容にかかわらず本要件を満たすものとします。)

継続的に研究を進めることにより今後3年間にある程度(10件程度を想定)以上の数の新たな特許出願に結びつく研究成果の創出が見込まれ、そのための研究資金(JST競争的資金事業も可)の獲得が期待できる技術テーマであること。

機関(大学等)として、特許群を主体的にマネジメントしていく知財担当者(コーディネータ等)を定め、国内及び海外での特許群の形成とライセンス活動を積極的に進めていくことを予定している技術テーマであること。

同一の特許群内で権利関係が錯綜するなど、将来ライセンスする上で大きな障害となる事由がないこと。

#### (6) 公募期間、選考および採択

##### 公募期間

平成24年9月25日(火)～平成24年10月26日(金)12:00(正午)

##### 採択予定発明件数

計250件程度(但し申請状況による)

#### 審査結果の通知

採否にかかわらず、申請者に通知します。

#### 審査の方法

申請内容等に対する審査は、外部の専門家からなる知的財産審査委員会専門委員会が行います。

申請者から提出された申請書類等の内容について、本項「審査の観点」にもとづき採択候補課題を選考します。審査の過程において、JSTから申請内容等について問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、申請課題との利害関係者は、当該課題の審査を担当しません。

また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。また提出された申請書類等の審査資料は、返却いたしませんのでご了承ください。

#### 審査の観点

審査は以下の観点に基づき、総合的に実施します。

##### 【共通事項】

- a.基本発明の特許化可能性
- b.基本発明及び特許群全体の有用性
- c.ロードマップの具体性、妥当性、実現可能性
- d.申請機関(大学等)による出願・研究のためのサポート状況
- e.その他(特許群として支援することの妥当性を総合的に判断)

上記a.の特許化可能性、b.の有用性については、特許出願支援制度における評価判定の基本的な考え方(<http://kenri.jst.go.jp/pat/doc/kangae.pdf>)に準じて評価します。但し、「ライセンスの可能性」の評価については、申請時点の既出願特許の「ライセンスの可能性」ではなく、特許群形成後の群全体の「ライセンスの可能性」を評価します。

【個別事項】			
段階	ライセンス、実用化の段階	産学連携による共同研究	シーズ
特許群支援の要件	・ライセンス契約状況 ・実用化戦略の妥当性	・産学連携(共同研究実績)状況 ・実用化戦略(ビジネスモデル等)とその実現可能性	・展開が期待される先導的・基盤的・革新的な技術であること ・ニーズが将来的に想起できること ・研究開発計画と特許群の関係
発明の支援の要件	・実用化または製造を予定している国での出願であること ・当該国で市場性が認められること	・実用化戦略上必要な特許であること ・当該国で市場性が認められること	・基本的・基幹的な発明であること ・当該特許群にとって必要十分な発明であること

#### 審査結果の通知等

最終審査の結果については採否にかかわらず、申請者に通知します。

支援対象となった特許群については、特許群テーマ名、機関名、代表発明者名をJSTホームページ等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

JSTにて実施計画等の見直しや調整等をする場合があります。

#### 特許群認定期間

特許群としての取扱いを行う期間は、平成27年3月31日までとします。期間終了後は、研究の進捗具合等により、1年毎に延長の可能性を判断させていただく場合もあります。なお、大学等による研究・出願へのサポートがなくなった場合など、JSTが特許群支援をすることが妥当でないと判断したときは、上記期間内であっても特許群支援を打ち切る場合があります。

#### (7) 支援の内容

##### 共通事項

「ライセンス、実用化の段階」、「産学連携による共同研究」、「シーズ」の全てのカテゴリーに共通する支援は以下の通りです。

特許群全体の取扱い	個別の発明の取扱い
主に人的な支援 (1)特許群全体の出願戦略の助言 (2)国内出願段階からの助言 (研究開発プロジェクト等への知財目利き支援) (3)オフィサクシオン(OA)対応の助言	主に外国特許出願費用に関する支援 (1)有用性の評価は特許単独の有用性のみならず、特許群全体としての有用性及び特許群全体の中での当該出願の位置づけを考慮 (2)重要な発明についてはRCE,分割等への対応の協議(特にシーズの場合)

#### 「シーズ」段階の特許群に対する支援

「シーズ」段階の特許群については、活用の可能性を高めるべく「産学連携による共同研究段階」や「ライセンス、実用化の段階」へステップアップすることを目指して、大学等が実施する特許群形成内容（出願する特許の内容、種類、時期、および、特許を形成するために必要な研究活動など）について以下の支援を行います。

- 1) 認定特許群が構想する実用化ターゲットについて、JSTからも技術や市場に関する情報を提供します。これらと申請機関の調査結果等とあわせて構想の妥当性、具体性についてさらなる精査を行い、特許群形成の方向性を明確化します。
- 2) 明確化した方向性に基づき、大学等、研究者と協同して、具体的な改良版特許群形成構想を策定します。さらに、構想した特許群を確実に形成するために、必要に応じて特許化されていない研究を発掘したり、追加すべき実験やデータをJSTが提案したりして、特許群形成計画に盛り込みます。
- 3) 特許群形成計画に基づき外国特許出願の支援を行い、有効性の高い特許群形成を推進します。
- 4) 特許群形成の状況を見ながら、企業とのマッチングが図られていない場合には外部との接点を積極的に形成し、特許群活用に向けたパートナー探索や、展開の基礎を確立する場を提供等を行います。例えば、新技術説明会や各種展示会の活用や(株)産業革新機構等によるファンドの活用等が挙げられます。

#### (8) 採択後の責務等

ライセンス活動状況等報告、支援した費用の返還、支援の終了等

特許群に含まれる個々の発明に関する「ライセンス活動状況等報告」、「支援した費用の返還」、「支援の終了」等は外国特許出願支援制度と同様に行っていただきます。

#### 年度報告

特許群認定期間中は、特許群運用に関する年度報告を提出していただきます。

#### 事後評価および追跡調査等の実施

特許群認定期間の終了後、終了報告書をJSTに提出いただきます。JSTでは、それを基に事後評価を行います。

また、特許群認定終了後、一定期間が経過してから、JSTが追跡調査（フォローアップ）を実施することがありますので、その場合はご協力をお願いします。

#### (9) 支援の終了

特許群支援の終了

平成27年3月31日、または、大学等による研究・出願へのサポートがなくなった場合など、JSTが特許群支援をすることが妥当でないと判断したとき。

特許群に含まれる発明の費用に関する支援の終了

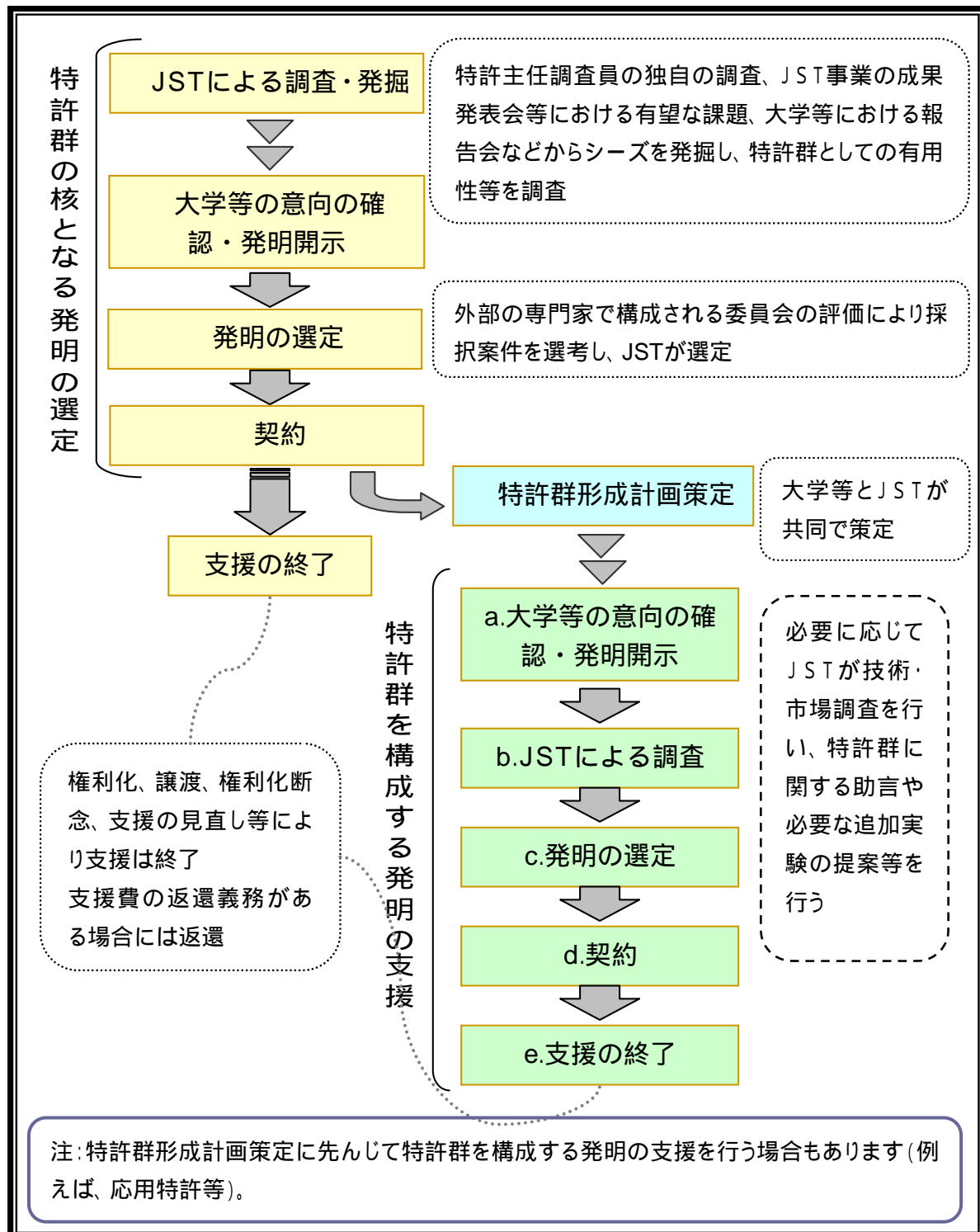
原則として外国特許出願支援に従い、以下の場合に終了します。

- a. 外国出願から3年経過時等にJ S Tが支援の必要性を見直し、必要なしと判断した時
- b. 大学等の活動により実施許諾が行われ、実施料収入に基づく返還額累計がJ S Tの支援費の合計に至った時  
実施許諾・譲渡が一部の支援国に発生した場合は支援国毎に判断します。  
但し、支援決定後早い段階で収入が発生し、十分な支援を受ける前に形式的に返還が完了してしまう場合においては、希望により支援継続も検討いたします。
- c. 支援国における特許を受ける権利または特許権が第三者へ譲渡された場合  
この場合も支援国毎に判断します。
- d. P C T出願における指定国移行時に国際調査報告および国際調査見解書、国際予備審査報告（特許性に関する国際予備審査報告（第2章））、出願希望国における市場性等を勘案し、J S Tが支援継続の必要性の見直しを行った結果、必要なしと判断した時
- e. 特許権の消滅、無効等が確定した時（\*）
- f. 大学等が支援の終了を希望した時（\*）
- g. その他、契約違反が生じた場合等J S Tが必要と判断した時（\*）

（\*）に該当するときはその事由に至った経緯を考慮し、場合によっては、J S Tが負担した出願・維持費の実費相当額を返還していただくことがございます。

### 3. JST事業から創出された特許に係る特許群化支援について

#### (1) 支援の流れ





## (2) 特徴

戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業等のJST事業（p.13 参照）により創出された技術シーズに係る発明から、特許主任調査員の独自の調査、JSTの基礎研究等の成果発表会等の有望な課題、大学等における報告会などにより有望な発明を、JSTが発掘します。これらのなかから、大学等の意向を踏まえ、特許群形成の可能性や有効性を評価しJST知的財産審査委員会専門委員会において審査の上、選定します。JSTの知財ノウハウを活用し、大学等とJSTが共同でライセンス等を見据えた「特許群形成計画」を策定するタイプの特許群です。策定された計画に係る外国特許出願経費の支援及び特許主任調査員による調査、助言をはじめ、ライセンス等を見据えた支援を行います。特許群に含まれる発明個々については、外国特許出願支援制度に準じて支援の可否を決定します。

## (3) 支援の内容

- a. 選定された特許につき、特許主任調査員等が調査を行います。特許群の核となりうる発明を対象に、JSTの知財ノウハウを活用し、大学等と共同で、ライセンス等を見据えた「特許群形成計画」を策定します。
- b. 特許群形成計画に基づき、外国特許出願支援制度に従って外国特許出願経費の支援を行い、特許群の形成を支援します。
- c. 特許群形成にあたっては、必要に応じて特許主任調査員等が技術・市場調査を行い、特許群に関する助言や必要な追加実験の提案等を行います。
- d. 特許群形成計画の初期段階から、JSTのマッチング施策・ネットワーク等を活用し、ライセンス等の出口戦略を見据えた支援を行います。また、パッケージ化の可能性がある場合には、JSTでコーディネート活動を行う場合があります。

## (4) 対象となる機関

特許群に含まれる特許の基礎出願またはPCT出願の出願人（大学等）であること（注1、2、3、4、5）

注1 承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校を含みます。

注2 旧国立研究所などの独立行政法人、公設試等の研究機関は本制度による支援の対象としておりません。

注3 他大学等と共同出願の場合には、機関の間で協議の上、代表する一機関から申請をお願いします。

注4 企業等との共願である場合は、大学等の費用負担分のみが支援の対象となります。

注5 発明者、または大学等の担当者が、発明内容の質問に日本語で応答可能であるようお願いします。

#### (5) 対象となる発明

以下の全ての要件をみたす技術テーマを対象として、特許群の要素たる発明を選定します。

##### JST事業により創出された技術シーズに係る特許であること

戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業等のJST事業( )により創出された技術シーズに係わる特許であること。なお、出願費用の負担を行う他の公的機関等による制度との併用は、同一の出願国に対する支援が本制度と重複しないようご注意ください。

JST事業とは「新技術の創出に資する研究」「新技術の企業化開発」「科学技術情報の流通促進」「国際的な科学技術研究協力の推進・支援」にて実施されている事業等のことで、受託事業等(科学技術システム改革事業、研究振興支援業務室の受託事業、原子力システム研究開発事業、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、大学発新産業創出拠点プロジェクト等)は含みません。

##### 構成

大学等の研究成果に基づく基本発明と、その実用化のために必要な周辺発明から構成される技術テーマであり、戦略プログラムパッケージ( p . 5 「特許群支援における重点分野と戦略プログラムパッケージ」参照)の主旨に合致する特許であること。

##### 出願について

大学等が行った、国内出願(以下「基礎出願」)に基づく優先権主張を伴う国際特許出願(PCTルート) PCT出願後の指定国移行、パリ条約ルートでの出願をこれから行うものが支援の対象となります。これらの要件は外国特許出願支援制度に準じます。

##### 権利関係

大学等がJSTと共同で「特許群形成計画」策定することについて全ての出願人が承認していること。

権利関係が錯綜するなど、将来ライセンスする上で大きな障害となる事由がないこと。

##### 今後の出願予定件数

継続的に研究を進めることにより今後3年間にある程度(10件程度を想定)以上の数の新たな特許出願に結びつく研究成果の創出が見込まれ、そのための研究資金の獲得が期待できる技術テーマであること。

または、上記に該当しなくてもJSTにおいて他者の発明と組み合わせることで特許群の形成がみこまれる場合には対象とします。ただし、この場合にはJSTによるコーディネータ活動(情報開示等)について出願人の承諾があること。

#### (6) 発明の選定および採択

##### 実施期間

平成24年度随時

#### 採択予定発明件数

「大学等の『特許群形成計画』に基づく支援」とあわせて300件程度

#### 発明の選定結果の通知

採否にかかわらず、対象となる大学等に通知します。

#### 審査の方法

発明の内容等に対する審査は、外部の専門家からなる知的財産審査委員会専門委員会が行います。

大学等から開示された発明の内容等について、本項「審査の観点」にもとづき採択候補課題から選考します。審査の過程において、JSTから発明の内容等について問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、課題との利害関係者は、当該課題の審査を担当しません。

また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。また提出された申請書類等の審査資料は、返却いたしませんのでご了承ください。

#### 審査の観点

審査は以下の観点に基づき、総合的に実施します。

- a.特許化可能性
- b.有用性
- c.特許群形成の意義・見通し
  - c-1.特許群にする意義と其中的本発明の位置づけ
  - c-2.当該発明に関連するその他の発明
  - c-3 特許群形成の見通し
    - ・同一の研究者や研究開発プロジェクトから成果が見込める場合
    - ・他の特許と組み合わせることができる場合

上記 a.の特許化可能性、b.の有用性については、特許出願支援制度における評価判定の基本的な考え方(<http://kenri.jst.go.jp/pat/doc/kangae.pdf>) に準じて評価します。但し、「ライセンスの可能性」の評価については、申請時点の既出願特許の「ライセンスの可能性」ではなく、特許群形成後の群全体の「ライセンスの可能性」を評価します。

( 7 ) 選定後の責務等

ライセンス活動状況等報告、支援した費用の返還、支援の終了等

特許群に含まれる個々の発明に関する「ライセンス活動状況等報告」、「支援した費用の返還」、「支援の終了」等は外国特許出願支援制度と同様に行っていただきます。

事後評価および追跡調査等の実施

特許群認定終了後、一定期間が経過してから、J S T が追跡調査（フォローアップ）を実施することがありますので、その場合はご協力をお願いします。

( 8 ) 支援の終了

- a. 大学等による研究・出願へのサポートがなくなった場合など、J S T が特許群支援をすることが妥当でないと判断したとき。
  - b. 外国出願から 3 年経過時等に J S T が支援の必要性を見直し、必要なしと判断した時
  - c. 大学等の活動により実施許諾が行われ、実施料収入に基づく返還額累計が J S T の支援費の合計に至った時  
実施許諾・譲渡が一部の支援国に発生した場合は支援国毎に判断します。  
但し、支援決定後早い段階で収入が発生し、十分な支援を受ける前に形式的に返還が完了してしまう場合においては、希望により支援継続も検討いたします。
  - d. 支援国における特許を受ける権利または特許権が第三者へ譲渡された場合  
この場合も支援国毎に判断します。
  - e. P C T 出願における指定国移行時に国際調査報告および国際調査見解書、国際予備審査報告（特許性に関する国際予備審査報告（第 2 章））、出願希望国における市場性等を勘案し、J S T が支援継続の必要性の見直しを行った結果、必要なしと判断した時
  - f. 特許権の消滅、無効等が確定した時（\*）
  - g. 大学等が支援の終了を希望した時（\*）
  - h. その他、契約違反が生じた場合等 J S T が必要と判断した時（\*）
- （\*）に該当するときはその事由に至った経緯を考慮し、場合によっては、J S T が負担した出願・維持費の実費相当額を返還していただくことがございます。

#### 4. 大学等の行う手続き

##### (1) 大学等の「特許群形成計画」に基づく支援への申請

###### 申請方法

必要書類を電子ファイルとして作成し、下記のゼニス社「デジタルバイク便」のJST専用フォーム《特許群申請 受付フォーム》より、提出して下さい。

《特許群申請 受付フォーム》

<https://www.digi-bike.jp/up/up.php?id=b7854c26ea7409bcf4bba33719c00ff5>

(デジタルバイク便は大容量ファイルの送受信を安全簡単に行う民間サービスです。予め必要なファイルを作成し、上記サイトより画面の案内にしたがいアップロードして下さい。)

###### 必要な添付書類 [ 電子データによる提出 ]

定形フォームは下記 URL からダウンロードしてください

[http://kenri.jst.go.jp/pat/gun\\_shinsei.zip](http://kenri.jst.go.jp/pat/gun_shinsei.zip)

- a. 特許群申請書 [ Word形式 ] (定形フォームをダウンロードしてご記入ください)
- b. 特許群形成のロードマップ [ Power Point形式 ] (定形フォームをダウンロードしてご記入ください)
- c. ロードマップに記載された基本発明に関する P C T 出願書類の写し
  - ・ P C T 出願の願書、請求の範囲、明細書、図面、(配列表)
  - ・ 請求の範囲、明細書、(配列表)はテキスト抽出のできる形式で添付してください。
- d. 基本発明に関する国際調査機関の見解書等の写し
  - ・ 申請時点に、少なくとも 1 つの請求項について新規性及び進歩性が認められていることが必須要件です。
  - ・ 国際調査機関の見解書の写し (国際予備審査機関の見解書、国際予備報告が届いている場合にはそれらの写しも含む)を提出してください。
  - ・ 補正書、答弁書を国際予備審査機関等に提出した場合にはそれらの写し
- e. 基本発明に関する先行技術文献 (申請書の「3. 基本発明調査結果」に列挙した文献の写し)
- f. P D F 形式等により添付してください。
- g. 公開特許については、文献リストを添付していただければ文献の写しは省略可です。
- h. 入手困難なもの・ページ数の極端に多いものについては、必要に応じて J S T からの照会時に提供していただければ、申請時の添付は省略可です。

###### 特許群に含まれる発明について

外国特許出願支援制度に従って、電子公募システムより申請してください。

##### (2) J S T 事業から創出された特許に係る特許群化支援における大学等の意向の確認と発明開示等

J S T により調査・発掘された案件において、大学等の意向は発明内容の J S T への開示を兼ねて外国特許出願支援に準じて単独の発明毎に外国特許出願支援制度に従って申請手続

きいただくことで、「3. JST事業から創出された特許に係る特許群化支援について」の内容に同意いただいたものといたします。その際「JST事業から創出された特許に係る特許群化支援」用の「発明の概要」を用いてください。

## 5. その他

### (1) 申請情報及び個人情報の取り扱い

#### 申請情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。採択された個々の課題に関する情報（制度名、特許群の名称など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

#### 個人情報の管理について

申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します（但し、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の公募、事業案内等の連絡に利用します。

### (2) 注意事項

- ・ 大学等の「特許群形成計画」に基づく支援に申請し、認定に至らなかった特許群に属する特許出願であっても、外国特許出願支援制度へのご申請は通常通り受け付けます。
- ・ 予算等の状況により、やむを得ず上記の内容を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先：科学技術振興機構 知的財産戦略センター 大学支援グループ  
中川 (TEL:03-5214-8413 mail:j-sup@jst.go.jp)